

住所 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号 氏名 トランス・コスモス株式会社 代表取締役社長 奥 田 昌 孝

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、令和元年6月28日付けで申請のあった補助金については、同条例施行規則第13条第2項に基づき、金6、558、000円を交付することを決定します。

ただし、次の事項を承知してください。

令和元年(2019年)10月3日

函館市長 工 藤 壽

1 補助金の額

補助 類型	補助対象投資額・雇用増		内訳(類型6·7または 類型8·9による場合)
8 • 9	— 円	6, 558, 000円	2,500,000円
	5 人		4, 058, 000円

なお,規則第14条の規定により,次のとおり分割して交付します。 〈分割交付の内容〉

交付年度	年度	————————— 年度
分割交付金額	円	円

- 2 次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることがあります。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定後5年以内に工場等の操業等の休止または廃止をしたとき。(次に掲げる場合を除く。)。
 - ア 災害により操業等を継続することができなくなった場合
 - イ 企業経営の悪化等による倒産の場合で、交付の決定を受けた補助金の全額 の交付を受けているとき。
 - ウ 規則第 16 条第 1 項の規定による協議を行い, 市長が特にやむを得ないと認めた場合

3 補助金の返還を命ぜられ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければなりません。

4 当該補助金は、函館市企業立地の促進に関する条例第5条に規定する工場等の 立地に対して交付されるため、助成対象となる固定資産に関して、圧縮記帳を行 うことができます。

の単独員であり付けでの場合があった情報がはなっては、同条列域性規則を指する。 別に扱うか、企業、立ちな、ロロロ目を発行することが対象では考し、

BERGI (DELDE) PAGE

ment de a semula

第20番号のいでれるよこは当てもと認めたまされ、これが明られる行の担定の企画では、「または、「または、「ないない」、当年である間しにから進むに関して無点値的をかない。
れているときは、無限を定めてその延迟をかせることがあります。

は、他のからなけるができます。 は、他のからは何のは近後ます以上にはなった。 は、他のなけるは何のは近後ます以上にはないにはなかを加きませんによるには他はませんと

14 (14 (15) 15 (15) 15 (15) 15 (15) 15 (15) 15 (15) 15 (15) 15 (15) 15 (15) 15 (15) 15 (15) 15 (15)

in the company of the state of

The state of